

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成30年3月2日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	長谷部 集 君	副委員長	滝川 美幸 君
	松井 豊 君		斉藤 芳夫 君
	有泉 庸一郎 君		内藤 久歳 君
	保坂 芳子 君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（9名）

横山 洋介 君	金丸 幸司 君
五味 武彦 君	金丸 寛 君
小澤 重則 君	清水 正二 君
山本 今朝雄 君	藤原 正夫 君

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	内藤 博文 君	総務部長	三井 敏夫 君
市民部長	望月 映樹 君	生活環境部長	小田切 聡 君
教育部長	生山 勝 君	企画財政課長	横森 貴志 君
総務課長	石合 雅史 君	人事課長	高鳥 悟 君
市民窓口課長	山岡 広司 君	市民活動支援課 課長	白神 忠広 君
会計管理者	本田 泰司 君	教育総務課長	樋口 充 君
学校教育課長	内藤 和彦 君	敷島・双葉 学校給食 センター所長	剣持 豊彦 君

生涯学習文化課長	土屋達巳君	スポーツ振興課長	梅原剛君
図書館長	保坂和也君	財政係長	宮本裕君
総務係長	小林一三君	管理係長	久保田浩君
情報政策係長	三井美樹君	人事係長	瀧波秀彰君
届出窓口係長	山田久美君	市民活動支援係長	伊藤敦君
市民生活係長	窪田美世君	出納・審査係長	依田佳久君
施設係長	伊藤達郎君	学事係長	高野悦夫君
保健給食係長	荻原実香君	生涯学習係長	羽中田和幸君
スポーツ推進係長	望月新路君	施設管理係長	保坂俊和君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	岩下和也	書記	輿石文明
書記	有野恵里		

審査内容

1 条例審査

議案第14号 甲斐市印鑑条例の一部改正の件

議案第15号 甲斐市職員の育児休業等に関する条例一部改正の件

2 補正予算審査

議案第3号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）

議案第8号 平成29年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

3 請願審査

請願第30-2号 甲斐市各機関における非行政書士行為排除の徹底を求める請願

4 その他

開会 午前 9時29分

○書記（輿石文明君） 改めまして、おはようございます。

連日のご参集、大変お疲れ様です。

それでは、ただいまから総務教育常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、委員長の進行により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、長谷部委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 改めまして、おはようございます。

先日の梅の里クロスカントリー大会の参列していただいた皆様には、本当にありがとうございました。当日はちょっと天気があれだったですけれども、その後非常に暖かい日が続いておりまして、花粉症の皆様は、そろそろ大変な時期になってくるのではないかなと思います。

時期的には、この後、卒業式、入学式と、そして市議会議員の選挙と、それぞれ事業たくさんありますけれども、全部総務教育常任委員会の所管の事業でありますので、選挙が近いでありますけれども、所管の事業でありますので、そんな目線からも見ていただければというふうに思います。

その総務教育常任委員会が、本日がこのメンバーである委員会、何もない最後ということになります。私も、この委員長席に座らせていただくのは最後ということになりますけれども、きょうを残して、皆様に協力をいただくことも最後となります。ぜひとも、最後の委員会、ご協力をよろしくお願いいたします。挨拶とさせていただきます。

それでは、座って進行させていただきます。

ただいまの出席委員は7名であります。

定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

○委員長（長谷部 集君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁もわかりやすく説

明をしていただきたいと思います。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しておりますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

審査に入る前に、お諮りをいたします。本日は、円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに条例審査を行います。

議案第14号 甲斐市印鑑条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いします。

山岡市民窓口課長。

○市民窓口課長（山岡広司君） 改めまして、おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、まず、定例市議会の議案集93ページをお願いいたします。あわせまして、定例市議会の資料6ページもお願いをしたいと思います。93ページと6ページになります。よろしく申し上げます。

それでは、議案集93ページ、議案第14号 甲斐市印鑑条例の一部改正の件につきまして説明をさせていただきたいと思います。

まず、改正の理由でございますけれども、本年5月から、個人番号カード、マイナンバーカードを利用させていただきまして、コンビニエンスストアでの、設置をしてあります多機能端末、マルチコピーになりますけれども、による印鑑登録証明書の交付を受けられるサービスの開始に伴います所要の改正ということで、よろしくをお願いをしたいと思います。

施行日につきましては、附則で規定されてありますとおり平成30年5月30日とさせていただきます。

改正の内容につきましては、恐れ入りますけれども、定例市議会資料6ページの新旧対照表をお願いをしたいと思います。

まず、6ページ第14条中の「第13条」を「前条」にまず改め、同条の次に、第14条の2、多機能端末器による印鑑登録証明書の交付申請を追加するものでございます。

内容ですけれども、印鑑の登録を受けている者が、みずから本市の電子計算機と電気通信

回線で接続された民間事業者が設置する端末機、これ、マルチコピー機になりますけれども、から、個人番号カード、マイナンバーカードを使用して、暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を受けることができる。この内容を追加させていただくものでございます。

次に、7ページを見ていただきたいんですけども、第14条の2、今のを追加したことによりまして、第15条第1項中の「前条」を「第14条」に改めさせていただく。

以上が、提案をさせてもらっている条例の一部改正になりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 現在、支所に印鑑証明の自動の機械がありますけれども、ああいったものは市内では何台あって、年間幾つくらい印鑑証明しているか、ちょっと参考に。

○委員長（長谷部 集君） 山岡課長。

○市民窓口課長（山岡広司君） 自動交付機につきましては、各支所に1台ずつということで、3台設けてあります。

交付につきましては、1月までで2,228でございます。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） それで、コンビニ交付にした場合は、マイナンバー、必ずしも登録がそう多くないみたいなんだけれども、どのくらいそこで処理するか、参考までに。想定。

○委員長（長谷部 集君） 山岡課長。

○市民窓口課長（山岡広司君） 予算からしまして、一応5,000近くは考えておりますが、他市の状況ですと、そこまでいっていない状況でございます。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ことしの5月30日から始まる、ですよ。

それで、もし、私がこの日に印鑑証明をコンビニでやりたいと言ったら、どういう手続か、ちょっと簡単に言ってくれますか。

○委員長（長谷部 集君） 山岡課長。

○市民窓口課長（山岡広司君） 印鑑証明書をとる手続ですね。

まず、マイナンバーカードを持っていることで、コンビニ交付へ行っていただきまして…

…

[発言する者あり]

○市民窓口課長（山岡広司君） コンビニ交付。

コンビニへ行っていただいて、マルチコピー機というコピー機があるんですが、そちらに行ってカードをかざしていただき、暗証番号を打ちます。

それで、何の証明をとりたいかが、順次出てきますから、それにボタンを押していただければ。それで、最終的に、お金300円入れていただいて、コピーで出てくるという形でとれるようになります。

○委員長（長谷部 集君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ここにある暗証番号の登録というのは、前に登録してある番号ですよ。それを使えるんですよ。

○委員長（長谷部 集君） 山岡課長。

○市民窓口課長（山岡広司君） マイナンバーカードを登録するときに、暗証番号4桁を登録したと思いますが、その4桁になります。

○委員（保坂芳子君） それだけで。

○市民窓口課長（山岡広司君） はい。

○委員長（長谷部 集君） 山岡課長。

○市民窓口課長（山岡広司君） 私も試験で東京のほうへ行って出してきましたけれども、順次わかりやすく画面に出てきますので、その順番を追ってやっていただければ、問題なく出ると思います。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の関連だけれども、例えば、行ったときに、手順というか、マニュアルというか、そういう物ってコンビニに設置してというか、置いておくということは、考えているか、手順。

○委員長（長谷部 集君） 山岡課長。

○市民窓口課長（山岡広司君） 手順書はないんですが、マルチコピー機に行って、順番が手順書と同じように画面に出てきますから、それに沿ってやっていただければ問題ないと思いますので。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） あと、前回の常任委員会的时候、ちょっと説明を受けたんだけど、要するに、印鑑証明が全国、これ、全国どこでもいいんだよね。

〔発言する者あり〕

○委員（内藤久歳君） ですね。

それで、登録してある7社って言ったっけ。それ、ちょっと確認をさせていただけども。

○委員長（長谷部 集君） 山岡課長。

○市民窓口課長（山岡広司君） コンビニになりますけれども、セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルK、サンクス、こちらはファミリーマートと統合する予定ですので、ここで多分1つになるかと思いますが、あと、ミニストップ、イオンですね。

この中で、マルチコピー機がほぼ置いてありますが、置いてないところもありますけれども、マルチコピー機が置いてあるコンビニエンスストアになります。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

○委員（内藤久歳君） はい。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません、今まで使っている市民カードのほうなんですけど、もう使えなくなってくるとは思うんですけども、正式な処分の仕方とか、そういったものを、恐らく徹底したほうがいいのかなどは思うんですけど、そこはどうお考えですか。

○委員長（長谷部 集君） 山岡課長。

○市民窓口課長（山岡広司君） 市民カードにつきましては、自動交付機がなくなりますと自動交付機では使えないんですが、窓口での提示がありますので、処分はしない方向でいきます。

以上です。

○議員（横山洋介君） じゃ、マイカードを持っている方は、どっちなか持っていけばいいという事ですよ、交付するのに。

○委員長（長谷部 集君） 山岡課長。

○市民窓口課長（山岡広司君） 窓口は市民カード、あと、コンビニへ行く場合はマイナンバーカードという形になりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 多分、これは、各コンビニからどっかの全国の1つか2つの、何ていうかな、パソコンの親元につながって、それが多分市役所のほうと連絡していると思うんだけど、例えば申し込んだ人が、誰が、いつ、印鑑証明だから、出したのかという証拠とどうか、そういったものは記録はされるものなんですか、データとして。

○委員長（長谷部 集君） 山岡課長。

○市民窓口課長（山岡広司君） それは、情報システム機構のほうで登録されていますので、全部それが情報システム機構のほうで登録されているという状況でございます。

○委員長（長谷部 集君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） すみません、これ、使用料は幾らになるんですか。使用料というか、要するに市民の方がとるときの1通は、今の受付で出しているのと同じ金額ですか。

○委員長（長谷部 集君） 山岡課長。

○市民窓口課長（山岡広司君） 300円で同じです。

○議員（五味武彦君） 同じだね。

○市民窓口課長（山岡広司君） はい。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより、議案第14号 甲斐市印鑑条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議ありますので、これより議案第14号の採決を起立で行います。

お諮りいたします。本案に賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○委員長（長谷部 集君） 着席してください。

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第14号を終わります。

ここで、職員入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時44分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

引き続き条例審査を行います。

議案第15号 甲斐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いします。

高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） お疲れさまです。

人事課から、条例の一部改正について説明をさせていただきます。

甲斐市定例市議会議案の95ページをお願いいたします。

議案第15号 甲斐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件となります。

条例の一部改正の理由につきましては、人事院規則の中の職員の育児休業等という規定について一部改正が行われたため、所要の改正を行います。

改正内容につきましては新旧対照表にて説明をさせていただきますので、甲斐市定例市議会の資料の8ページを、あわせてお願いいたします。

今回の改正は、育児休業の再取得、再延長、育児短時間勤務の再取得に係る特別な事情に、新たな内容を1つ加えるものでございます。

第3条第6号を見ていただきますと、現在、特別な事情に規定されている内容は3つございまして、1つ目は、配偶者が負傷または疾病により入院した場合、2つ目は、配偶者と別居した場合、3つ目は、その他予測ができなかった事情が生じた場合となっております。

新しく加える内容は、下線部分の下から4行目からの、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合というもので、いわゆる保育所等の待機児童となった場合というものでございます。

資料の8ページの新旧対照表の第3条第6号につきましては、育児休業の再取得の条項、次の第4条は、育児休業の期間の再延長の条項、9ページの第10条第7号は、育児短時間勤務の再取得の条項になっており、新しく加える内容は全て同じでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

ないようでしたら、委員の質疑を終了いたします。

続いて傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより、議案第15号 甲斐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件について、討論、採決を行います。

本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第15号を終わります。

これで条例審査を終わります。

ここで、職員入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時48分

再開 午前 9時49分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

これより補正予算の審査を行います。

議案第3号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りをいたします。審査は歳出から行い、説明は担当課ごとに説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） それでは、そのようにさせていただきます。

初めに、総務課より2款総務費、1項総務管理費及び4項選挙費の所管分について説明をお願いいたします。

石合総務課長。

○総務課長（石合雅史君） お疲れさまです。

それでは、総務課に関係いたします補正予算につきまして説明をいたします。

補正予算説明書14、15ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、14国際交流事業につきましては、144万2,000円の減額補正となります。昨年7月26日から8月8日までの14日間、アメリカのキオ

カック市へ、友好交流団として、市内中学生14人、随行者3人、計17人を派遣いたしました。また、9月24日から10月4日までの11日間、オーストラリア、タラマラハイスクールの生徒14人、随行者2人、計16人の受け入れを行いました。ともに、事業の終了に伴い、本交流事業の事業主体である甲斐国際交流協会に交付した補助金について、決算に基づき不用額を戻入した上で、補正減を行うものであります。

次の17竜王庁舎駐車場管理事業（管理係）につきましては、79万円の減額補正となります。内容は、庁舎駐車場整理業務委託費の決算見込みに伴う減額補正であります。

次の4目財産管理費、01竜王庁舎維持管理事業は、150万円の減額となります。内容は、庁舎電気料の決算見込みに伴う減額であります。

次の03公用車維持管理事業は、123万4,000円の減額となります。今年度、公用車更新計画に基づき、軽自動車4台、軽トラック1台、普通乗用車1台の買い換えを行いました。入札に伴う契約差金が生じたことによる減額を行うものでございます。

次の6目情報管理費のうち、01情報化推進事業については、双葉地内県道拡幅工事に伴い、光ケーブル仮移設に要する経費に対し、山梨県からの移転補償金32万4,000円の交付に伴う財源更正であります。

03業務系システム運営事業につきましても、財源更正となります。個人番号法運用に際し、障害者福祉システム、国保システム、介護保険システムについて、国の標準レイアウト変更に対する対応、また、本人が希望した場合、住民票の写しやマイナンバーカードへ旧姓を併記するシステム改修等に要する経費について、国の補助額確定に伴う財源更正となります。なお、補助額の確定に伴い、総務費国庫補助金について、増額補正をあわせて行っております。補正予算説明書6ページ、7ページ下段に記載がございますので、ご確認をください。

次の4項選挙費、8目衆議院議員選挙費、01衆議院議員選挙職員費は154万8,000円を、02衆議院議員選挙執行业は108万1,000円を、それぞれ減額するものであります。昨年10月22日に執行された衆議院議員総選挙の決算に基づき、不用額が生じた各節についての減額補正となります。なお、選挙執行経費の減額に伴い、歳入であります選挙委託金についても同様の減額措置を行っております。補正予算説明書10、11ページに記載がございますので、あわせてご確認をください。

以上、総務課に関連します補正予算の概要説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

よろしいですか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 竜王庁舎の駐車場管理事業、これ、減額になった、これは、理由、
どんなことですか、理由。

○委員長（長谷部 集君） 石合課長。

○総務課長（石合雅史君） 業者センターに当たりまして見積書の提出を行わせた結果、当初
予定していた額よりか安い金額で見積書のほうが提出されて、結果、安価な業者と契約がで
きたということになります。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） どのぐらいの頻度、毎年やっているんですか、これ。

○委員長（長谷部 集君） 石合課長。

○総務課長（石合雅史君） この業務につきましては、3年ごとで見積書を徴取しております。

○委員長（長谷部 集君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今に関して、業者というかは、かわってはいないんですか。

○委員長（長谷部 集君） 石合課長。

○総務課長（石合雅史君） 前回と同様の業者がいつもとったということであります。

○委員長（長谷部 集君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ委員の質疑を終了し、続いて傍聴議員の質疑を許します。
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

これで総務課関係の質疑を終了いたします。

暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 9時57分

再開 午前 9時58分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、会計課より2款総務費、1項総務管理費の所管分について説明をお願いします。
本田会計管理者。

○会計管理者（本田泰司君） お疲れさまでございます。

それでは、会計課の補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の14、15ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、3目財務管理費、20番財務管理費会計課分につきまして、13万4,000円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、支払い案内はがきの郵便料値上げによる役務費24万円の増額及び事務機器の再リースによる使用料の減額10万6,000円で、差し引き13万4,000円の増額でございます。

以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ないようでしたら、委員の質疑を終了し、続いて傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで会計課関係の質疑を終了します。

続いて、市民活動支援課より2款総務費、1項総務管理費及び4款衛生費、2項環境衛生費の所管分について説明をお願いします。

白神市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） 市民活動支援課より、補正予算についてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書、引き続き14、15ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、01の自治振興事業につきましてご説明申し上げます。

補正前の額7,342万7,000円から補正額52万8,000円を減額し、補正後の額7,289万9,000円とする補正をお願いするものでございます。内容につきましては、行政連絡調整委員視察研修旅費の減額でございますが、2年に1度、1人当たり2万2,000円を旅費として計上しております。平成29年度は10月16日から17日の2日間、陸前高田市南三陸町石巻市を、47人の参加により研修を実施いたしました。71人で予算計上しておりましたので、24人分、52万8,000円を不用額として減額するものでございます。

以上で、自治振興事業の説明とさせていただきます。

続きまして、補正予算説明書の20ページ、21ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項環境衛生費、3目やすらぎ聖苑管理費、01一般管理費につきましてご説明申し上げます。

補正前の額4,129万2,000円から50万4,000円減額し、補正後の額4,078万8,000円とする補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、平成29年度から、これまでの火葬業務に加え、受け付け業務を一括して委託することとして予算計上をいたしました。当初予算額1,800万円に対しまして、今年度の施設運営管理業務委託契約額は1,749万6,000円となりました。その不用額50万4,000円を減額するものでございます。

以上の2点で、市民活動支援課の補正予算についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 自治振興事業ですが、研修の人数が大分減ったのは、何か理由があったんですか。

○委員長（長谷部 集君） 白神課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） そうですね、予算につきましては、136の自治会の約半数の参加を見込んでおったんですけれども、2日間で陸前高田南三陸と、かなり強行的なス

ケジュールもあって、その中で減ってしまったのかなど。ただ、例年どおりの、2年に1度なんですけれども、前回よりも多いような状況でございました。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） やすらぎ聖苑の一般管理費の中で50万4,000円ということで、今の説明だと、火葬と受け付け、一括でやったから50万4,000円減額できたということなんだけれども、その辺のところ、もう一回説明してくれますか。

○委員長（長谷部 集君） 白神課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） 今年度は、火葬業務と受け付け業務を合わせて予算額が1,800万円でした。それを、入札をかけた結果、1,749万6,000円という額でございました。この委託料プラス職員が1名詰めております。

28年度以前は火葬業務だけだったんですけれども、28年度の実績としましては1,294万560円というのが火葬の委託料金です。

それに職員、受付として3名いたものですから、委託料としては450万円ふえておるんですけれども、人件費2名分の減でその分の削減ができたというふうに捉えております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、その効果額というのが、具体的にいえば人件費2名分なんだけれども、具体的な数字でいうとどのくらいになるということですか。

○委員長（長谷部 集君） 白神課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） まず、委託料のほうで、純増が455万円ほどが委託料としてふえております。

2名分の人件費としまして、昨年度実績から申しますと700万円程度減になっておりますので、内訳としては、最終的には250万円ほどの削減ができたと捉えております。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 非常に努力をして、そういう減額に至ったということで、これからも、そういうことをさらに調査研究をして、できるだけ経費を少なくして運営ができるように、また、逆にそうすることによってサービスが低下しちゃう困るんで、その辺のバランスを考えながら努力してもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） ほかになければ、委員の質疑を終了します。

続いて傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 自治会長さんの研修の件でお伺いしたいんですけども、1人2万円の助成金が出るということだと思います。

総額、多分1人頭5万円ぐらいかかるのかなと思うんですけども、残りの3万円というのは、例えば自費参加が幾らで、それから各支部ですか、今は、連合会の支部が出すという格好だと思うんですが、その辺の内訳というのはわかりますか。

○委員長（長谷部 集君） 白神課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） そうですね、不足分の負担といたしましては、参加した区長さん、自治会長さんから5,000円、個人的にいただきまして、残りを連合会のほうの研修費という中での支出をしております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） ということは、実際、1人頭お幾らかかったんですか。

○委員長（長谷部 集君） 伊藤係長。

○市民活動支援係長（伊藤 敦君） 1人当たり約4万2,000円ということになります。

○議員（五味武彦君） ありがとうございます。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで市民活動支援課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、学校教育課より10款教育費、1項教育総務費、4項学校給食費及び5項幼稚園費について説明をお願いします。

内藤学校教育課長。

○学校教育課長（内藤和彦君） お疲れさまでございます。

よろしくお願いいいたします。

それでは、学校教育課から、補正予算につきましてご説明申し上げます。

補正予算説明書24、25ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、3目外国人講師招致事業費でございますが、228万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、市内11の小学校に配置しております民間委託のALT6名の委託に係る経費でございます。当初予算に対しまして、入札の結果差金が生じたので、減額補正をお願いするものでございます。財源は全て一般財源であります。

次に、4項学校給食費、1目給食センター費、03給食センター運営費でございますが、560万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、敷島及び双葉学校給食センターでは、当初予算編成時より児童・生徒数が少なくなったことから、給食の食材料費の不用見込み額560万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。また、財源内訳の特定財源として、諸収入の給食費560万9,000円の減額となります。

次に、2目学校給食費、01学校給食費でございますが、334万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

内容でございますが、竜王地区の各小・中学校では、当初予算編成時より児童・生徒数が少なくなったことから、給食の食材料費の不用見込み額346万3,000円の減額と、竜王北小学校において、この4月の児童数の増加の対応のため、食器など備品購入費12万2,000円の増額を合わせまして、334万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。また、財源内訳の特定財源として、諸収入の給食費346万3,000円の減額となります。

次に、補正予算説明書の26、27ページをお願いいたします。

5項幼稚園費、1目幼稚園費、05幼稚園就園奨励費でございますが、就園奨励費の対象であった私立幼稚園が、認定こども園等に移行し支給対象外となったことから、認定者数が

減少したため、不用見込み額895万4,000円を減額するものでございます。財源内訳の特定財源であります国県支出金の減額内容でございますが、国庫支出金として幼稚園就園奨励費補助金が193万9,000円の減額でございます。

以上、学校教育課に関係します補正予算についてご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 給食の児童・生徒の減ですが、何人くらいなのか、それと、毎年こんな形だったかどうか、ちょっとよく、もしわかったらお願いします。

○委員長（長谷部 集君） 荻原係長。

○保健給食係長（荻原実香君） 減ですが……

〔「立って」と呼ぶ者あり〕

○保健給食係長（荻原実香君） すみません。

敷島の給食センターが62人、双葉の給食センターが48人、竜王地区の自校の分が67人の減となります。

こちらの減額補正につきましては、毎年同じ形でこのように減額補正をしております。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今の関連なんですけど、これは、その児童数とか生徒数が減っているというよりも、見込みで上乗せしていたのも入っていたということなんですか。

ちょっとその辺……

○委員長（長谷部 集君） 内藤課長。

○学校教育課長（内藤和彦君） 当初予算編成時におきましては、前年度11月の時点での児童・生徒数を見込んでおります。

その場合には、私立に行くお子さんも公立の学校へ進学するということで見込んでおりますので、若干の違いが生じていると。転出入の関係もございますけれども、主は私立の関係が多いかというふうに認識しております。

○委員長（長谷部 集君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） じゃ、現実の数字はわかりますか。

これと関係、ちょっと外れるんですけども、現実の数値にすると、教えてください。

○委員長（長谷部 集君） 荻原係長。

○保健給食係長（荻原実香君） 当初予算の積算の人数が、竜王地区が3,486名になります。

そのうち、41人が不用の人数になります。センターにつきましては、当初予算の人数が3,314人、減が110人になります。

○委員長（長谷部 集君） そういうことでよろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 110人とか67人というのが私立に行った数というふうに考えていいんですか。

○委員長（長谷部 集君） 内藤課長。

○学校教育課長（内藤和彦君） 必ずしも一致はしないんですけども、多くはそういうふうな形になります。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 外国人招致事業で228万9,000円の減額なんですけれども、これ、入札差金ということなんですけれども、これについては、一応、予算に対してこれだけ入札があった。入札は、業者って何社ぐらいでやりましたっけ。

○委員長（長谷部 集君） 内藤課長。

○学校教育課長（内藤和彦君） 当初予算につきましては、2,030万4,000円を計上してございました。契約額が1,801万4,400円ということになりました。

入札は2社で行ってございます。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 先ほど、幼稚園の就園奨励費のことなんですけれども、私立がこども園に移行して減った。実際に、そうすると、大体、減っているということですよ。私立幼稚園というのは、29年の、今3月の段階で、何人ということになるんですか。

この金額は減った金額だと思うんですけども。

○委員長（長谷部 集君） 高野係長。

○学事係長（高野悦夫君） ご質問の件ですけれども、平成28年度の決算時におきましては、対象園が14の幼稚園で、29年度、今年度の見込みに対しましては、10園の幼稚園となっております。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 人数的にはどうですか。

○委員長（長谷部 集君） 高野係長。

○学事係長（高野悦夫君） 28年度の決算額14園が304人の認定者に対しまして、29年度見込みですが、10園で214人、90人の減となっております。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） この90人の減の幼稚園児なんですけれども、年齢的に見ると、何歳の子というかはわかりますか。総数でしょうけれどもね、全体の。小さい子が多いのかどうかというの、その年齢……

○委員長（長谷部 集君） 高野係長。

○学事係長（高野悦夫君） 幼稚園の認定の関係ですけれども、園が移行したということなので、対象の年齢は全てという形になります。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 全てなんですよね。それは年齢別に、もしわかれば。わかればいいです、わからなければいいです。

○委員長（長谷部 集君） 内藤課長。

○学校教育課長（内藤和彦君） 今、手元の資料で、214の内訳をまず説明させていただきますと、3歳児未満のお子さんが22、3歳児が61、4歳児で60、5歳児が71、恐らく認定こども園というふうな移行ですので、予想ですけれども、比較的年齢の低いお子さんが移行の対象になっているのではないかなというふうに考えております。

○委員長（長谷部 集君） 斉藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） A L T のことでちょっとお伺いしたいんですけども、講師が足りていないという状況の中で何とかやりくりして頑張っているという。だけれども、入札すると差金が出てくる。であれば、仮に、将来的に、差金のままで済まないかもしれないけれども、やはり予算の段階で、少し、もうちょっと盛って人をふやすとかというような考えはありますか。

○委員長（長谷部 集君） 内藤課長。

○学校教育課長（内藤和彦君） 新しい学習指導要領でも、外国語教育の充実がうたわれております。市の対応としましても、移行期間中は時間数をふやして、32年度の完全実施、5、6年生は70時間に対応してまいりたいと考えております。

A L T も、今は全ての授業に入っておりますが、甲斐市の対応として、ふえた時間はモジュールということで、帯の状態を毎日15分を3こまずつ、そうすると45分に該当するというので、文科省もそういった事例を出しておりますので、それで対応する予定でございます。

今のところ、A L T については、学級担任と一緒に学校の指導をしておりますけれども、今後人件費の高騰ですとか、やはりA L T も非常に質のいい、質のいいという表現がいいかわかりませんが、いい教師はやはりどこでも欲しいということで、いい条件のところへ行ってしまうということですので、私どもも予算獲得をしっかりとしまして、良質なA L T と、また学級担任がモジュールである場合、带状でやる場合の教材も、教師の負担にならないように、また、子供が英語嫌いが起きないように対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 今回は補正予算で、外国人という講師の話だけをしてはいますが、現実的には小学校からそういうふうに取り組むという話になっていると、外国人に限らなくてもいいということもありますよね。だから、そういうことも考えて、これは外国人講師招致事業というふうに名称になっているけれども、本来的に言ったら、ぼつぼつ科目の内容をかえたりとか、それでももう少し、例えば大学生のアルバイトとかというようなふうで子供たちと接触させるとかということも考えていくようなことも必要じゃないかなというふうに私は思っているんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 内藤課長。

○学校教育課長（内藤和彦君） ご指摘のように、英語を特区なんかで進めている地域では、必ずしも外国の方ではなく、地元の英語が堪能な方を、学校の中で一緒に触れ合い活動なんかもしている地域もございますので、私どもも今後に向けてそういった地域の事例を参考にしてみたいというふうに考えております。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ委員の質疑を終了し、続いて傍聴議員の質疑を許します。質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで学校教育関係の質疑を終了します。

暫時休憩して、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時26分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、図書館より10款教育費、6項社会教育費、続けてスポーツ振興課より10款教区費、7項保健体育費について説明をお願いします。

保坂図書館長。

○図書館長（保坂和也君） お疲れさまです。

図書館から、補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の26、27ページをお願いいたします。

10款教育費、6項社会教育費、5目図書館費の財源更正がございます。財源内訳の諸収入につきまして、012図書館資料購入事業に充てています山梨県市町村振興協会市町村交付金の確定に伴いまして、その他財源を91万5,000円減額し、一般財源を同額増額とする財源更正を行うものであります。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 梅原スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（梅原 剛君） 大変お疲れさまでございます。

引き続きまして、スポーツ振興課から、今回の補正予算につきましてご説明申し上げます。
補正予算説明書26、27ページをお願いいたします。

10款教育費、7項保健体育費、1目保健体育総務費の13自治会体育事業育成補助事業で
ございます。

補正前の額8,082万6,000円に58万円の増額をお願いし、8,140万6,000円とするものであり、
財源は全て一般財源でございます。自治会体育事業育成補助事業につきましては、自治会
会で実施されました体育事業の増加により不足額が生じる見込みのため、58万円の増額補
正をお願いするものでございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） お伺いします。

この図書館の資料の交付金なんですけれども、ちょっと、結構図書館の資料のあれとして
は、91万減というのは大きいような気がするんですが、もともと幾らだったのがこう減っ
たのか、教えてもらえますか。

○委員長（長谷部 集君） 保坂館長。

○図書館長（保坂和也君） 当初予算では1,027万8,000円を予定をしておりました。

それに対しまして91万5,000円減額ということで、936万3,000円ということになります。

○委員長（長谷部 集君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） こういった傾向は、毎年こんな感じでしたっけ。

○委員長（長谷部 集君） 保坂館長。

○図書館長（保坂和也君） 大体見込みから確定の額は減をするような感じになっております。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 自治会の体育事業費という、これ、幾らかふえているということは、
新規の自治会が何かそういうことをやったということなんですか、このふえた理由というの

は。

○委員長（長谷部 集君） 梅原課長。

○スポーツ振興課長（梅原 剛君） 昨年度より参加された自治会数が6自治会ほどふえております。全体で114自治会という形で、参加者につきましても、345人の増ということで、1万4,211人という形で、参加の方たちもふえているということでございます。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 非常に、この自治会が活性化されて、この体育の事業なんかが、運動会とかそういうような事業ということなんでしょうけれども、運動会か何かよくわからないけれども、そういう似たような事業、多分。

地域の皆さんに、また協力してもらったり、いろいろなことを考えれば、そういう事業を、やっぱり今後ももっと、今、114自治会って言いましたよね。全ての137でしたっけ、全数だと。そういうところでこういうものを、地域の結びつきとか、そういう観点からも、今後もこういうものを、やっぱり周知して盛んになるように、また努力していってほしいと思います。

よろしく申し上げます。

○委員長（長谷部 集君） 滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 今の関連ですけれども、よく、ちょっと耳にするのは、各自治体で、高齢者がふえてきて運動会をやめているという自治会が多いということは耳にしているんですが、それにかわって、どのようなものがふえているということでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 望月係長。

○スポーツ推進係長（望月新路君） 軽スポーツという形で、グラウンドゴルフ大会、それからボーリング大会、あと、細かく軽スポーツとしまして、フリスビーを投げたりするようなものが取り入れていただきまして、高齢者でも参加しやすいような形になっております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 当然、このグラウンドゴルフは高齢化が進んでいるわけだから、する人もふえるんだろうと思いますが、やはり若い世代が対象のそういうものがふえていかないと活性化できないのかなというところが感じるんですけれども、ボーリングとか軽スポーツの周知というのは、余りされていないのかな、自治会でどのような、各自治会で取り組んで

いるのかということが、よく、ちょっと、住んでいてもわからない。どういうところで周知をしていますか。

○委員長（長谷部 集君） 望月係長。

○スポーツ推進係長（望月新路君） スポーツ推進員さんを中心に月2回軽スポーツ教室を実施しております。

それから、市としまして、各自治会の普及員さんを対象にラジオ体操の講習会を開いたり、あと軽スポーツの紹介をさせていただいて、自治会のほうに帰って普及をしていただくという活動をさせていただいております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

○委員（滝川美幸君） はい。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） なければ委員の質疑を終了し、続いて傍聴議員の質疑を許します。質疑ございませんか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） すみません。

図書資料のことで、市町村振興協会から1,000万円ぐらい来ていて、91万ぐらい減額されたということなんですが、この差というか、900万の内訳というのは、例えば人口割りで各市町村に来るのか、それとも資料を購入した額によって案分されてくるのか、その助成の決めというのはあるんですか。

○委員長（長谷部 集君） 保坂館長。

○図書館長（保坂和也君） 交付金の配分関係ですけれども、まず、県のほうで配分をした中で、均等割りが40%、人口割りで60%というような形の中での配分になっております。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） じゃ、別に資料を余り買わなかったら減ったということではないですね。

○委員長（長谷部 集君） 保坂館長。

○図書館長（保坂和也君） はい。これは、資料の購入とかにかかわらず入る交付金でして、

宝くじの関係の交付金ということでございます。

○議員（五味武彦君） ありがとうございます。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

これで図書館及びスポーツ振興課関係の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

会議の再開を、45分再開といたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、企画財政課より12款公債費、1項公債費及び13款諸支出金、1項基金費について説明をお願いします。

横森企画財政課長。

○企画財政課長（横森貴志君） お疲れさまでございます。

それでは、企画財政課からお願いいたします歳出の補正予算につきまして、ご説明いたします。

補正予算説明書の26ページ、27ページをお願いいたします。

12款公債費、1項公債費、1目元金、01元金、1,166万5,000円の増額につきましては、平成18年度に元利均等方式の20年償還で10年後に利率を見直す条件で借り入れました市債の見直し利率が確定したことに伴い、283万3,000円の増額と、平成28年度に新規に借り入れた市債の借り入れ条件の確定に伴い、883万2,000円の増額で、合わせて1,166万5,000円の増額をお願いするものでございます。

2目利子、01利子につきましては、利率の見直しと借入条件の確定に伴い、1,739万6,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、13款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費、01財政調整基金積立金につきましては、今回の補正予算に伴います歳入歳出の差し引き額3億2,265万円の増額と、

基金運用利子の確定に伴い37万2,000円の減額で、合わせて3億2,227万8,000円を積み立てるものでございます。これによりまして、今年度末の財政調整基金の残高につきましては、40億4,300万4,000円と見込まれ、平成28年度末の残高と比較いたしますと1億2,437万5,000円の増となる見込みでございます。

次に、2目減債基金費、01減債基金積み立てにつきましては、基金運用利子の確定に伴い5万4,000円を減額するものでございます。

次に、28ページ、29ページをお開きください。

8目公共施設等整備基金費、01公共施設等整備基金積み立てにつきましては、平成28年度に策定いたしました公共施設等総合管理計画に基づき、今後設備の改修等を進めていく財源として2億円の増額と、基金運用利子の確定に伴い11万1,000円の減額で、合わせて1億9,988万9,000円を積み立てるものでございます。

9目土地開発基金費、01土地開発基金積み立て2,000円の減額と、13目まちづくり振興基金費、01まちづくり振興基金積み立て41万3,000円の減額につきましては、それぞれ、基金運用利子の確定に伴い補正をお願いするものでございます。

以上、歳出についてご説明申し上げました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

なければ委員の質疑を終了し、続いて傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで企画財政課関係の質疑を終了し、歳出の質疑を終了いたします。

続いて、歳入について行います。

企画財政課より、10款地方交付税から21款市債まで、一括で説明をお願いいたします。

横森課長。

○企画財政課長（横森貴志君） 引き続きよろしくお願いたします。

それでは、このたびの一般会計補正予算9,732万円につきまして、財源となります歳入予算について一括してご説明いたします。

補正予算説明書につきましては、6ページ、7ページをお願いいたします。

初めに、10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1節地方交付税5億1,968万8,000円でございます。地方交付税のうち、普通交付税の本年度交付決定額が50億1,968万8,000円となりましたので、当初予算計上額45億円との差額を増額補正するものでございます。

次に、12款分担金及び負担金、1項負担金、2目民生費負担金、2節児童福祉費負担金7万円の増額につきましては、本年度、5市1町において病児保育事業広域化協定を提携したことに伴う他市町からの負担金を計上するものでございます。

5目農林水産業費負担金、1節農業費負担金、1,418万4,000円の増額につきましては、上堰頭首工本復旧事業費関係自治体負担金が27万6,000円の増額、県営土地改良事業における双葉北部地区の中山間地域総合整備事業に係る補助整備事業受益者負担金が1,390万8,000円の増額でございます。

次に、13款使用料及び手数料、1項使用料、5目農林水産業使用料、2節ラインガルトン使用料136万6,000円の増額につきましては、決算見込みに伴い、入会金が150万円の増額、滞在型市民農園使用料が13万4,000円の減額で、合わせて136万6,000円を増額するものでございます。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金337万9,000円の増額でございます。内訳として、障害者自立支援医療費負担金351万円と、障害者自立支援給付費負担金286万9,000円につきましては、障害者自立支援医療費及び給付費の決算見込みに伴い、それぞれ増額するものであります。特別障害者手当等給付費負担金につきましては、決算見込みに伴い300万円を減額するものでございます。

2節児童福祉費負担金、養育医療費国庫負担金34万9,000円の増額につきましては、養育医療費助成事業の決算見込みに伴い増額するものでございます。

3節児童手当負担金1,333万4,000円の減額につきましては、児童手当の決算見込みに伴い減額するものでございます。

5節保険基盤安定負担金257万4,000円の減額につきましては、保険者支援分として一般会計から国民健康保険特別会計に繰り出す基盤安定負担金の確定に伴い、減額するものでございます。

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金550万1,000円の増額でございます。まず、社会保障税番号制度システム整備費補助金452万1,000円につきましては、内訳として、住民票に旧姓を表示することができるシステム改修に要する総務省分の整備費補助金が359万円、情報連携に伴うシステム改修に要する厚生労働省分の整備費補助金が93万1,000円でございます。また、システム改修事業補助金98万円につきましては、介護保険法改正に伴うシステム回収業務に要する補助金でございます。これらの補助金が交付されることとなったため、2款総務費の03業務系システム運営事業へ充当し、財源更正するものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

次に、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉補助金1,026万8,000円の減額につきましては、地域生活支援事業費補助金の限度額の確定に伴い減額するとともに、3款民生費の地域生活支援事業の自立支援及び生活支援の財源としておりますので、それぞれ財源更正するものでございます。

次に、2節児童福祉費補助金143万円の減額につきましては、特別保育事業のうち、一時預かり事業と延長保育事業の決算見込みに伴いまして、補助率3分の1となります地域子ども・子育て支援事業交付金を減額するものでございます。

次に、3目衛生費国庫補助金、2節環境衛生費補助金、地域バイオマス利活用支援事業補助金729万円の減額につきましては、バイオマス産業都市推進事業の熱供給システム実施設計費に対する国庫補助金であります。年度内に事業着手できないため、歳出予算とあわせて減額するものでございます。

次に、7目土木費国庫補助金、1節土木費補助金2,647万2,000円の減額でございます。内訳として、社会資本整備総合交付金につきましては、市営住宅管理事業の市営田畑団地1号棟屋上外壁改修工事に係る国庫補助金の交付決定に伴い、607万2,000円を減額するものでございます。なお、この補助金につきましては、8款土木費の01市営住宅管理事業の財源としておりますので、今回の減額に伴い財源更正をするものでございます。

次に、防災・安全社会資本整備交付金につきましては、道路新設改良事業、橋梁長寿命推進事業に係る国庫補助金の交付決定に伴い、2,040万円を減額するものでございます。

次に、4節都市計画費補助金4,418万8,000円の減額でございます。内訳として、地方創生道整備推進交付金につきましては、塩崎駅周辺整備事業に係る国庫補助金の交付決定に伴い2,636万8,000円の減額。社会資本整備総合交付金につきましては、幹線道路整備事業に

係る国庫補助金の交付決定に伴い1,782万円減額するものでございます。

次に、9目教育費国庫補助金、3節幼稚園費補助金193万9,000円の減額につきましては、私立幼稚園の就園奨励費の決算見込みに伴い、幼稚園就園奨励費補助金を減額するものでございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金318万9,000円の増額につきましては、国庫負担金と同様に、障害者自立支援医療費及び給付費の決算見込みに伴い、障害者自立支援医療費負担金と給付費負担金をそれぞれ増額するものでございます。

2節児童福祉費負担金17万4,000円の増額につきましても、国庫負担金と同様に、養育医療費助成事業の決算見込みに伴い、養育医療費県負担金を増額するものでございます。

3節児童手当負担金332万4,000円の減額につきましても、先ほどの国庫負担金と同様、児童手当の決算見込みに伴い減額するものでございます。

次に、4節保険基盤安定負担金1,062万2,000円の減額でございます。内訳として、国民健康保険基盤安定負担金811万3,000円の減額につきましては、一般会計から国民健康保険特別会計に繰り出す基盤安定負担金の保険者支援分及び保険税軽減分に係る負担金を減額するものでございます。後期高齢者医療保険基盤安定負担金250万9,000円の減額につきましては、一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り出す基盤安定負担金の保険者支援分に係る負担金を減額するものでございます。

次に、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金513万5,000円の減額につきましては、先ほどの国庫補助金と同様に、地域生活支援事業費補助金の限度額の確定に伴い減額するものでございます。なお、この補助金につきましては、3款民生費の地域生活支援事業の自立支援及び生活支援の財源としておりますので、それぞれ財源更正するものでございます。

次に、2節児童福祉費補助金663万円の減額でございます。内訳として、ひとり親家庭医療費助成事業費補助金につきましては、ひとり親家庭医療費助成金の決算見込みに伴い310万円を減額するものでございます。特別保育事業費等補助金につきましては、特別保育事業の決算見込みに伴い210万円を減額するものでございます。地域子ども・子育て支援事業交付金につきましては、国庫補助金と同様に、特別保育事業のうち、一時預かり事業と延長保育事業の決算見込みに伴い143万円を減額するものでございます。

次に、5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金5万5,000円の減額でございます。

内訳として、農業委員会補助金につきましては、追加交付の内示がありましたので、39万9,000円を増額するとともに、この補助金は6款農林水産業費の01農林業関係職員費の財源としておりますので、今回の増額に伴い、あわせて財源更正するものでございます。青年就農給付金交付事業費補助金につきましては、決算見込みに伴い150万円を減額するものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

やまなし農業・農村総合支援事業費補助金104万6,000円を増額につきましては、農事組合法人ゆうのう敷島が行う保冷庫の購入、設置に対する補助金でございます。

次に、2節林業費補助金111万2,000円の減額につきましては、松くい虫被害対策事業補助金は枯損木除去に対する補助金で、造林事業費補助金は伐倒、薫蒸及び薬剤処理に対する補助金であります。それぞれ決算見込みに伴い減額するものでございます。

次に、3項委託金、1目総務費委託金、2節選挙費委託金262万9,000円の減額につきましては、衆議院議員選挙及び国民審査の執行に伴う選挙経費の不用額の減額とあわせて、それぞれ委託金を減額するものでございます。

次に、16款財産収入でございます。

1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子及び配当金112万7,000円の減額につきましては、各種基金の運用利子の決算見込みに伴いそれぞれ減額するものでございます。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金、12目地域振興基金繰入金、1節地域振興基金繰入金184万円の増額につきましては、平成28年度の3月補正以降の生産未処理金について、今回の歳出補正により積み立てました額を子供医療助成事業に充てるため、地域振興基金から繰り入れるものでございます。

2項特別会計繰入金、10目介護サービス特別会計繰入金、1節介護サービス特別会計繰入金101万3,000円を増額につきましては、介護サービス特別会計への繰出金について、前年度決算による生産分を一般会計へ繰り入れるものでございます。

次に、20款諸収入、2項市預金利子、1目市預金利子、1節市預金利子154万9,000円の減額につきましては、市普通預金等の歳計現金分の運用利子の決算見込みに伴い減額するものでございます。

12ページ、13ページをお願いします。

次に、5項雑入、1目雑入、1節総務費雑入59万1,000円の減額でございます。内訳として、山梨県市町村振興協会市町村交付金91万5,000円の減額につきましては、財団法人山梨

県市町村振興協会からの交付決定に伴い減額するものであります。なお、この交付金につきましては、10款教育費の12図書館資料購入事業の財源として充当しておりますので、今回の減額に伴いあわせて財源更正するものでございます。光ケーブル移転補償金32万4,000円の増額につきましては、双葉庁舎北側の県道拡幅工事に伴う光ケーブルの移転補償金でございます。この補償金は、2款総務費の01情報化推進事業へ充当し、財源更正するものでございます。

次に、2節民生費雑入448万円の減額につきましては、山梨県後期高齢者健康増進事業費補助金の確定に伴い減額するものであります。なお、この補助金は4款衛生費、05人間ドック事業の財源として充当しておりますので、今回の減額に伴い、あわせて財源更正するものでございます。

次に、9節教育費雑入907万2,000円の減額につきましては、小・中学校給食費現年度分の決算見込みに伴い減額するものでございます。

次に、3目過年度収入、2節児童福祉費負担金過年度収入5,428万8,000円の増額につきましては、平成28年度分の教育・保育給付国庫負担金の精算に伴い、不足額が追加交付されるため、計上するものでございます。

次に、21款市債、1項市債でございます。

1目総務債、2節臨時財政対策債につきましては、当初予算では10億円を計上しておりましたが、本年度発行額を7億円に抑制いたしまして、3億円を減額するものでございます。

次に、12目合併特例債、1節合併特例債5,390万円の減額でございます。内訳として、県営土地改良事業の竜地及び後沢ため池整備事業が国の補正予算に採択されたことに伴い1,380万円の増額と、市営田畑団地1号棟屋上外壁改修工事の財源の一部であります社会資本整備総合交付金の減額に伴う財源更正として570万円の増額はございますが、事業費の確定に伴う減額として、バイオマス産業都市推進事業が690万円、県営土地改良事業の中山間地域総合整備事業が110万円、道路舗装事業が280万円、道路新設改良事業が380万円、橋梁長寿命推進事業が330万円、河川改修事業が760万円、塩崎駅周辺整備事業が4,140万円、幹線道路整備事業が650万円で、合せますと7,340万円を減額し、全体で5,390万円の減額をお願いするものでございます。

地方債の現在高の見込みに関する調書につきましてご説明いたしますので、補正予算説明書の32ページをお開き願います。

表の一番下の行が合計でございます。今回の補正で起債見込み額を3億5,390万円減額

いたしますと、本年度33億908万円の起債の発行を見込み、一番右の列になりますが、平成29年度末の現在高は253億9,193万5,000円となる見込みでございます。

以上、歳入についてご説明いたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 児童手当のこと、ちょっとお伺いしたいんですが、7ページの国庫支出金のところですが、ちょっと金額が大きいのということでお聞きしたいんですが、これは、被用者3歳から中学、それから非被用者というの、この金額ですね、829万とか544万というのは。

人数でいうと何人かわかりますか。それはちょっとわからないかな。

きのう、ちょっと私も厚生出ていなかったもので、すみません。

人数わからなければ、どういった内容かだけでも結構ですけれども。

○委員長（長谷部 集君） 横森課長。

○企画財政課長（横森貴志君） 全体の人数になりますけれども、当初1万125人で予算を計上しておりました。

今回、決算見込みに伴いまして、9,968人ということで、157人の減額を見込みまして減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それは、どちらもですか。非被用者のところも。3歳から全体ですか。全く全体での人数ですね。

○企画財政課長（横森貴志君） はい。

○委員（保坂芳子君） じゃ、内容は、ちょっと担当に聞かないとわからないですね。

いいです、聞きますから。

ありがとうございました。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 社会資本整備交付金のことなんですが、9ページの土木費の国庫負担、防災安全の社会資本とその下の社会資本整備総合交付金ってマイナスですよ。

何かこう不思議だと思うのは、社会整備総合交付金を使って直してもらいたい橋梁のところとかあって頼みに行くと、それがすごい削られちゃってなかなかできないんだよねという話なんだけれども、これ、マイナスじゃんみたいな感じで思っているんですけども、その辺のところ、ちょっと教えてもらえますか。

○委員長（長谷部 集君） 横森課長。

○企画財政課長（横森貴志君） ただいまのご質問で、私たちも当初予算でまず点検をします、橋梁の場合は。その点検をした段階で、当然、修繕を施さないものが確定しますので、それを行いたいという形で予算計上させていただいております。

国におきましても、当然、橋梁の長寿命化をたてた場合においては、当然、国で補助金を交付しますから、進んで早目に安全を確保するように整備を進めていただきたいということで、建前的にはそういう話をされています。

ただ、実際に交付することになりますと、うちが仮に1,000万円要望したとしましたら、その要望額どおり来なくて、極端な話、点検の費用のほうは満額来ます。だけれども、橋梁の整備費のほうは物すごい少ない額で、私たちも苦勞しているところでございます。

ですから、県を通じまして、満額交付してなるべく早目に橋梁の改修整備ができるようにお願いしているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうすると、これ、このマイナスというのを返すということですよ。これ、どうなのかな。

○委員長（長谷部 集君） 横森課長。

○企画財政課長（横森貴志君） これ、国庫補助金の交付決定に伴いまして、うちのほうでは、先ほど言いましたように、例えば1,000万円予算を盛っていたならば、交付決定が500万円でしたから、500万円いただけませんので、その分の減額という形になるという事です。

○委員長（長谷部 集君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 国交省にしっかり言って、危ないので、本当に。しっかりもらうように、もっと強く言ったほうが良いと思います。

私も言いたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

- 委員長（長谷部 集君） ご意見でよろしいですか。
- 委員（保坂芳子君） はい。
- 委員長（長谷部 集君） 松井委員。
- 委員（松井 豊君） 財政調整基金が40億になっているということなんですが、笛吹だと南アルプスだとか、ほぼ同規模の市なんかでは、もしわかればどのくらいになっているか。後でも結構ですよ。
- 企画財政課長（横森貴志君） 申しわけありません。
- ちょっと、今持ち合わせがありませんので、至急用意いたしまして、後でご報告させていただきます。
- 委員長（長谷部 集君） 内藤委員。
- 委員（内藤久歳君） 7ページの補助整備事業受益者負担金というのがあるんだけど、1,390万8,000円。これについては、負担する基準とか、割合とか、面積とか、その中身ってどうなっているんですか。
- 委員長（長谷部 集君） 宮本係長。
- 財政係長（宮本 裕君） お答えいたします。
- 補助整備の受益者負担金につきましては、工事費の10パーセントが受益者負担金となります。概算の工事費の10%。
- 委員（内藤久歳君） 工事費の。
- 財政係長（宮本 裕君） はい、工事費の10%です。
- 委員長（長谷部 集君） 工事費の。
- 財政係長（宮本 裕君） 工事費の10%が受益者負担金に。
- 委員（内藤久歳君） 受益者負担。
- 財政係長（宮本 裕君） はい。
- 委員長（長谷部 集君） 内藤委員。
- 委員（内藤久歳君） そうすると、その受益者負担金、10%なんだけれども、その対象人数とか、そういうのって農林振興課行かなきゃわからないのか。
- 委員長（長谷部 集君） 余り具体的な事業内容は、所管じゃないとわからないかもしれないです。
- 委員（内藤久歳君） そうね。
- 委員長（長谷部 集君） 斉藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 今の先輩の保坂さんの言っているのと似ているんだけど、やっぱり、いろいろな対策に対して、国庫のいわゆる補助金を残しちゃう、その割に、歳出のほうで見ていくと、基金に回っているお金が非常に多いと。そうすると、何となく事業の執行が能力的に無理で残ったようなふうに見えてきちゃうんだけど、その辺は、担当部署が違うとはいっても、やっぱりちょっと、何かこう、もうちょっと努力要るかなという気がするんだけど、どうでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 横森課長。

○企画財政課長（横森貴志君） 私のほうの説明不足で申しわけありません。

国庫補助金の減額につきましては、児童手当とかそういう社会福祉の問題はまた別になりますけれども、社会資本整備の関係で、投資的な経費の問題につきましては、先ほど保坂委員にもご説明させていただきましたけれども、橋梁だけじゃなくて、他の事業全てについて共通しているものでございます。

甲斐市といたしましては、予算計上額にこれだけの事業をやりたいので、それに該当する交付率で補助金を計上させていただいております。それを計上するに当たりましては、前年度、来年度の見込みということで、県を通じまして国のほうに提出しまして、それによって額を確定しているところでございます。

ただ、実際に4月以降内示が来ますと、要望額がかなり低くなっております。

この補正の中身といたしましては、余らせて使わないじゃなくて、当初予算で予定していた事業に伴う交付金が来なかったために減額させていただいているものでありますので、その点をご理解いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ委員の質疑を終了し、続いて傍聴議員の質疑を許します。
質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

これで歳入の質疑を終了し、議案第3号の質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第7号）について、討論、

採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第3号を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時20分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

議案第8号 平成29年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

歳入歳出一括で当局より説明をお願いします。

白神市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） 市民活動支援課より、住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正予算についてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の94、95ページをお願いいたします。

まず、歳入からご説明させていただきます。

2款繰越金、1項繰越金につきましては、前年度からの繰越金19万8,000円を増額補正するものでございます。

次に、3款諸収入、1項貸付金元利収入につきましては、住宅新築資金と宅地取得資金を

合わせまして、当初92万5,000円を予算計上しておりましたが、繰越金額及び償還金の額によりまして、19万8,000円の減額をさせていただくものでございます。

続きまして、96、97ページをお願いいたします。

歳出についてご説明させていただきます。

1款事務費、1項事務費、2款公債費、1項公債費のいずれにつきましても、財源の更正でございます。貸付金元利収入の減額に伴いまして、前年度からの繰越金を充当するものでございます。

以上、住宅新築資金等貸付事業特別会計補正につきましての説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

ないようでしたら、委員の質疑を終了いたします。

続いて傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより、議案第8号 平成29年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第8号を終わります。

これで補正予算の審査を終わります。

職員退出のため、暫時休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時23分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

これより請願審査を行います。

請願第30-2号 甲斐市各機関における非行政書士行為排除の徹底を求める請願を議題といたします。

紹介議員であります小澤議員より、請願の内容説明等をお願いいたします。

小澤議員。

○議員（小澤重則君） 説明いたします。

甲斐市各機関における非行政書士行為排除の徹底を求める請願。

請願の趣旨。行政書士は、行政書士法の目的である行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資するため、高度な法的知識及び専門知識を身につけるべく日々研さんを重ねる業務を行っています。

また、平成26年6月27日に公布された改正行政書士法により、所定の研修を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類にかかわる許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申し立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することが可能となり、行政書士の業務は、これまで以上に高度化、専門化し、行政手続の円滑な実施及び国民の利便性の向上について、行政書士に対する社会的要請は一層高まっている。

行政書士法第19条第1項では、「行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することができない。」（ただし、他の法律に別段の定めがある場合を除く。）とされております。

しかしながら、農地の転用許可（届け出）申請など、各種申請及び届け出等に際し、明ら

かに私ども行政書士以外の業者（非行政書士）が手続を行っていると思われる事例が散見される。

甲斐市におかれては、行政書士法及び行政書士制度の趣旨をご理解いただき、不当な書類作成・提出行為がなされないよう行政書士法の趣旨の徹底と、その趣旨に沿った窓口指導の実施について、関係機関にご指導いただきたい。

これらのことから、下記事項について請願する。

記。1、甲斐市各機関の窓口において、申請者、届け出人等の本人確認を徹底すること。
2、甲斐市各機関の窓口において、申請、届け出等を代理または代行する者が行う場合は、その者が法定の代理人であるか否かの確認を徹底すること。

以上、よろしくお願いたします。

○委員長（長谷部 集君） これより、内容等について紹介議員に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この要望事項という、これについて、申請、届け出人の本人を確認を徹底することということの請願を出しているということは、現段階で、こっちにそういう違法行為をやっていることが見られるというふうなことの中で、実際、こういう事例というか、そういうものが甲斐市においてもあったということですか。

○委員長（長谷部 集君） 小澤議員。

○議員（小澤重則君） 甲斐市のデータが出ているわけではございませんが、県のデータとしては、大分古いものですが、20年度、21年度に代理と見られる不正行為が見られたという件数がここにありますので、もし何でしたら、配付していただけますか。なお、ほとんどの提出は農業委員会に対するものでございます。

補足ではございますが、平成28年12月5日提出で、12月定例会において山梨県議会でも採択されております。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そういうものが具体的に出たということで、ここに罰則規定というものがあつたよね。

○議員（小澤重則君） はい。

○委員（内藤久歳君） そういうものが、実際問題、事例の中でされたのかどうなのかという、

その辺のところは、まだ確認していませんか。

○委員長（長谷部 集君） 小澤議員。

○議員（小澤重則君） その罰則がなされたかどうかというものは確認しておりません。

ちょっと知識不足で申しわけございません。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 初歩的なことで悪いんですが、この請願は、宛先というものは、これ、なくていいんですか。甲斐市に対してこうしてくれって言っているんだけど。これでいいんですかね。

ちょっと勉強不足で悪いですが。

○委員長（長谷部 集君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時30分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

ただいま確認をしたところ、今回の請願に対しましてはこの形で大丈夫だということでございます。

そのほか質疑ございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） これはもっともだと思って反対する余地はないんですけれども、ただ、これを、議会を通して市の執行機関に出したときに、市でできることというの、ここに本人確認を徹底すること、それから代行、代理の者が法定の代理人であるか否かの確認を徹底することとあってあります。

これを徹底してくださいという、議会としては執行のほうに、こういうのが来ましたのでやってくださいねって、それだけでいいんでしょうか。どうですか。

○委員長（長谷部 集君） 小澤議員。

○議員（小澤重則君） そのとおりでございます。それ以上のことはできないと思います。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（長谷部 集君） なければ、以上で質疑を終了といたします。

これより、本請願について順次各委員の意見を求めます。

滝川副委員長から、順次お願いいたします。

滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 今、説明聞きまして、非常に、こういう問題を取り扱うのには、法的な知識とかが必要な方が当然やるべきであるなということは感じておりましたので、このとおりだと思いますので、賛成させていただきます。

○委員長（長谷部 集君） 採択。

○委員（滝川美幸君） はい。

○委員長（長谷部 集君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 私も認識不足で、小澤、委員長と……。

当然、行政書士とかいう方々がほとんどやっているものだというふうに思っていたんで、そんな変な抜け道があるとは、私も認識がしていませんでした。

改めて出てきたということで、当然、採択すべきと思います。

○委員長（長谷部 集君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 採択で結構です。

○委員長（長谷部 集君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 紹介議員ですから、採択してもらいたいということなんですが、ただ、1点目、この紹介とはいいながらも、ここに書いてあるように、行政事務とか、適正かつ円滑に進められるようにということなんで、こういう専門家に業務を当然委託するんでしょうけれども、そういうことによって、本人も、これ、実際できるんですね。だから、そっちのほうがかえらく難しくなるようなことにならないよう、その分も、配慮もあわせてしていただければというような感じが。

紹介議員でそんなこと言うと、余りうまくないんだろうけれども、そう思います。

○委員長（長谷部 集君） 採択ということですね。

○委員（有泉庸一郎君） はい、採択をお願いします。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この件については、私も、この請願が出たから当局の担当のところへ行っているいろいろ確認をした経過があります。

そういう面においては、非常に難しい部分があって、やはり本人確認の義務化というか、そういうことに関しては、非常にそういうことを求められるというのは難しいという部分があることも事実です。

法的根拠がないことに関して、執行に関して、そういうものを確認とか徹底をすることかという部分については非常に大変な部分があると思うし、そういう部分があるので、できれば、これはこれとしていいんですけども、そういうことに関して法的根拠をやるためには、やっぱりもっと徹底した本人の資格のところを出すとか、こういう曇った部分がないような形の中で、やっぱり法整備につながるような形を、請願者に対して請願人から伝えてもらうことも必要かなと思います。

いずれにしても、この請願に関しては採択でいきたいと思います。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 原点に戻りまして、きちっとやること、やるべきことをちゃんとやるというような考え方で、議会としては執行側にこんなふうに言った方がいいかなと思います。採択で結構です。

○委員長（長谷部 集君） 以上で、各委員の意見を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時36分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

これより、請願第30-2号 甲斐市各機関における非行政書士行為排除の徹底を求める請願について採決を行います。

本請願は採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択いたしました請願の執行機関への送付についてお諮りをいたします。ただい

ま採択した請願につきましては、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

以上で請願第30－2号の審査を終了いたします。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案審査は全て終了いたしました。

慎重審議、ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時40分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

最後にその他を行います。

先に、企画財政課より、先ほど保留になっていた答弁がありますので、ここで先にさせていただきます。

横森課長。

○企画財政課長（横森貴志君） お疲れさまでございます。

先ほど、松井委員さんからご質問いただきました財政調整基金の笛吹市の残高はどのくらいということなんですけれども、一応、平成28年度決算の状況の数字を申させていただきます。笛吹市の28年度決算の財政調整基金の残高は、39億3,912万4,000円。もう一度繰り返します、39億3,912万4,000円です。先ほど、甲斐市のほうとしては29年度末の残高見込みを申させていただきましたけれども、甲斐市のほうの28年度決算のときの残高になりますけれども、甲斐市は39億1,862万9,000円、39億1,862万9,000円でございます。数字的には同等の規模の財政調整基金の残高となっておりますので、ご報告させていただきます。

よろしく願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 続いて、教育部から報告がありますので、教育総務課、学校教育課、生涯学習文化課、スポーツ振興課の順で説明をお願いいたします。

樋口課長。

○教育総務課長（樋口 充君） お疲れさまでございます。

教育総務課から、双葉東小学校校庭内でのスプリンクラー散水によるけがの概要について報告をさせていただきます。

発生につきましては、昨年7月22日土曜日、午後3時17分ごろ、双葉東小学校校庭内で、芝生の散水作業を実施していたときに、同小学校の4年生の男子児童が転倒した際、散水稼働中のスプリンクラーの噴出口に近い位置で水に右目を当ててしまい、負傷いたしました。

児童は双葉東小学校の体育館、玄関前広場、校舎を会場に毎年開催されていますとこの一夜に遊びに来ていましたが、会場から離れ、他の子供たちとともに校庭にいた際、起こりました。

当日の散水作業につきましては、市と委託契約を締結しております業務請負者であります峡中シルバー人材センターの会員2人が作業に当たっており、スプリンクラーによる芝生への散水でありました。

作業開始に当たり、校庭内に子どもなど人がいなくなったことを確認した中で作業を始め、8台のスプリンクラーが順次稼働し、しばらくすると10名ほどの子供たちが校舎側から校庭内に入ってきたため、会員の2人が校庭の外に出るよう数回注意をしましたが、数人はそのまま校庭内で遊んでいました。散水作業が終了し、校庭内でうつむいて立っている児童がいたため声かけをしたところ、周りにいた子供たちが保健室に連れていくと言い、子供たちに連れていってもらったとのことでした。職員室では、同会場に来ていた保護者の内科医及び養護教諭がけがの状況を確認する中、眼科受診が妥当との判断があり、当日診療していましたが南アルプス市の眼科を紹介し、父親の車で向かい、受診をいたしました。

児童のけがの状況ですが、当時は瞳孔の収縮が困難で、右目の硝子体にかすみがあったような見え方になった状態でありましたが、現在はけがの状態も安定したことから、月1回から2カ月に1回で検査通院をしており、最終的な状況ははっきりわからないというようなことです。また、目を保護するために眼鏡をかけているとのことでございます。学校等の日常生活ですが、運動の面でボールを使用した球技はしないようにし、教室では担任の目が行き届くところの一番前の席で学校生活を過ごしております。

子供のけがの状態も安定したことで、児童の保護者からの相談があり、昨年12月21日に話し合いを設け、学校、教育委員会、作業に従事した会員等が出席する中、当時の状況をお伝えしたところでございます。保護者からは、再発防止に向けての対策依頼がありました。

本年2月19日には、再発防止に向けた対応と保険についての話し合いをさせていただきました。

けがをした児童の病状がよくなることを第一に考え、また、このようなことが二度と起こらないように再発防止に努め、今後も話し合いをしてまいりたいと考えております。

このようなけがを起こしてしまい、大変申しわけございませんでした。

○委員長（長谷部 集君） 内藤課長。

○学校教育課長（内藤和彦君） 大変お疲れさまです。

それでは、学校教育課から2月23日にファクスでご報告させていただきました生徒の火遊びによる火災につきまして、改めてご報告いたします。

発生日時が2月23日金曜日午後5時50分ごろ、鎮火は午後6時25分ごろでございます。発生場所は甲斐市島上条2155番地、敷島支所の北東に当たる民家に隣接する畑でございます。

経緯ですけれども、敷島中学校1年生女子生徒4名が、下校途中、近くの店舗駐車場で拾ったライターで畑の枯れ葉や野菜くずを燃やして遊んでいたところ、畑の隅にあったヒノキの根元の枯れ草が大きく燃え上がり、自分たちも自宅からバケツで水をくみ、かけるなど消火しようとしたのですが、消火できず、通行人が近所のアパートの消火器を使って消火活動を行うとともに、甲府西消防署敷島出張所へ連絡をしていただいた状況です。

幸い、けが人や建物等への延焼はありませんでした。被害の程度ですけれども、枯れ草など、約8平方メートルの焼失でございます。

学校の対応ですけれども、学校への連絡は、火災の連絡を聞き、現場へ駆けつけた保護者、また消防署から連絡があり、教師4名が現場に駆けつけ、警察、消防による現場検証など生徒からの聞き取り状況を見守りました。関係機関からは、親子ともども厳重な注意を受けたところです。聴取後は、学校に場所を移しまして、生徒、保護者から再度状況を聞き取るとともに、反省の場を設け、校長等から火災の危険性を初め放課後の過ごし方など、丁寧に指導を行ったところです。

教育委員会の対応ですけれども、本日、市の校長会が開催されておりますので、改めて小・中学校に対し事案の報告を行うとともに、安全教育等について日常の生徒指導を万全に期すよう要請をしたところです。

今後とも、学校と密接に連携を図り、生徒指導の充実と再発防止に努めてまいります。

このような火災を起こしまして、大変申しわけございませんでした。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） 生涯学習文化課からご報告させていただきます。

まず、報告の前に、既に通知をさせていただきましたとおり、3月28日の水曜日午前10時から、竜王中部公園セミナーハウスにおきまして落成式を挙行いたします。議長、副議長、総務教育常任委員会委員の皆様には、お忙しいところ恐縮でございますが、ご臨席賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、報告に入らせていただきます。

竜王中部公園セミナーハウス建築工事の工期延長のご報告でございます。

当該建築工事の設計管理を委託している業者により、おおむね建築工事が終了した2月の中旬に、設計内容の一部を変更し、工期を延長したい旨の申し出がありました。理由につきましては、基礎工事における建設発生土について、当初設計は搬出して処理をする積算でありましたが、実際は場内で処理できたことから設計額と出来高で差が生じました。設計管理を委託している業者はこのことを把握しておりましたが、市と施工業者に、設計内容を変更し、その差額に値する工事を行う旨の指示書を提出することを失念したことから、2月中旬の申し出となってしまいました。

この申し出を受け、市では建築主体工事の施工業者に、指示書により差額に値するところの駐車場の舗装面積をふやす設計内容に基づく工事を指示しましたところ、当初予定した工期では終了させることが困難なため、工期並びに設計管理業務を27日間延長し、3月27日まですることといたしました。

以上、工期延長のご報告をさせていただきました。

このような事態になりまして、申しわけありませんでした。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） 梅原課長。

○スポーツ振興課長（梅原 剛君） 引き続き、スポーツ振興課から、玉幡公園総合屋内プールで発生しました救急搬送についてご報告させていただきます。

ことしの1月18日の木曜日午後2時10分に、玉幡公園総合屋内プールの施設に入館しました市内の男性86歳が、リラクゼーションプール内で長時間座ったまま入水していたため、脱水状態になり、意識がもうろうとして自力では立ち上がることができない状態で8時40分ごろ発見されました。施設内で応急処置を施した結果、受け答えができるほど回復しまし

たが、自力歩行が困難な状態であったため、午後9時ごろ山梨県立中央病院へ救急搬送されました。

当事者の帰りが遅いため心配されましたご家族が、午後5時半ごろに、いつも利用しております玉幡公園総合屋内プールに捜しに来ましたが、職員が施設内をご家族と帯同して捜すことができなかったことも発見がおくれた一因と考えております。

なお、ご家族とは、指定管理者でありますフィッツと示談が成立し、現在は体調も回復されているようでございます。

今後、このようなことが起こらないように、指定管理者にある株式会社フィッツへ指導し、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

大変申しわけございませんでした。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 1つお伺いいたします。

1番の双葉東小のスプリンクラーの事故ですけれども、これは、保護者の方がどういうことを望んでいらっしゃる、まだ解決していないのか。

○委員長（長谷部 集君） 樋口課長。

○教育総務課長（樋口 充君） まず、2点ございます。

1点につきましては、再発防止に向けてのお願いということで、そちらにつきましては、教育委員会のほうでも基準をつくって、またシルバー請負になりますけれども、そちらのほうも基準をつくり、再発防止につきましては対応していきたいと思っております。

あと1点につきましては、保険を適用した補償の関係というお話が出てきました。

現在、保険会社とも相談をする中で、過失割合というのが決まってくないと保険対応もできないということで、現在、先日の2月の話し合いの中で保護者の方にはお話をさせていただき、調査等をしなければ、そういった過失割合が出てこないということで、保護者の方からは、調査をしていただいて、その割合を出していただいて結構ですということでお話をいただきましたので、現在、保険会社に話をし、そちらのいろいろな資料をもとに、客観的な形になりますけれども、過失割合のほうを出していただきながら、保険会社も入って、今度、保護者の方々に提示をさせていただきたいと考えております。

○委員長（長谷部 集君） 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） とても、こういう子供さんの事故って難しい問題は確かにあると思うんですが、私も3人の息子を育てるときに、けがはつきもので、常にどこか行ってくるとけがをしてくるようなことがあった中で、今回は、これは授業中の事故ではない。けれども、学校の構内の事故ということでそういう問題が出たと思うんですけれども。やはり親御さんのほうにおいても、親御さんにそういうことを指導するということは、市の立場、それから学校の立場からは非常に難しくって、今後の交渉に非常にマイナスになるということで、難しい問題かなとは思いますが、何かの形で、こういう子供さんの指導というのももう少ししていけないと、ちょっと、4年生くらいはとともわからんちんで、先生方も、3年、4年は非常に大変なんだろうけれども、私たちが聞いていて、やはりまず、こう、きちっと指導を聞かないで校庭に残っていて、飛び歩いていたみたいなところの中で、そこにいたシルバーの方たちも非常にちょっとショックを受けていらっしゃるんじゃないかなということ、お気の毒だなということをおもいます。そういう、だから、これから子供さんたちを指導する中で、学校教育の中でも、子供にしっかりと、自分が何をしなければいけないかという、そういう教育ももう少ししていけないと、今、とても難しい時代なんだなということを感じましたので、教育現場の中でできることは、やはり子供さんたちにしているいいこと、悪いことの教育をしていくということ、ぜひ進めていっていただきたいなと思います。

よろしくお願ひいたします。

○委員長（長谷部 集君） ご意見でよろしいですね。

○委員（滝川美幸君） はい。

○委員長（長谷部 集君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） セミナーハウスの設計変更の件についてお尋ねします。

当初設計が残土は搬出。工期延長ということで、残土を場内で処分するという設計変更のお願いという内容だったように思うんですけれども、それによって、変更の金額の増減というのはどんなふうになる予定なんでしょうか、わかりますか。

○委員長（長谷部 集君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） 当初の設計では、建設の発生土を場外に搬出する設計でしたが、実際工事を行ってみて場内で処理できたと。嵩上げの関係もありますので、発生土を場内で処理しました。

契約金額には変更がなく、追加の工事を行うという内容でございます。

○委員長（長谷部 集君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） そうすると、2月幾日か、ちょっとはっきり記憶にないけれども、工期が約1カ月ぐらい延びるという話になった理由はなんでしょうか。

工事が済んでいるのであれば、工期は完了していると見ていいような気がするけれども、いかがでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） 先ほどもお伝えしましたが、設計管理の業者から、報告が2月の中旬ぐらいになりまして、2月28日が当初の工期だったんですけれども、そこから舗装工事ということになりますと、年度末でなかなか人工の確保等も難しいということで、業者のほうに指示をしたところ、工期を延長してくれないとという願いが出ましたので、工期を延長させていただいているところでございます。

○委員長（長谷部 集君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） しつこいようだけれども、本当はそうじゃないんじゃないかなという気がするんですよ。

というのは、場内で整理できる云々の話は、もう初めから、作業中からわかっていたはずで、それを2月の中旬になって、設計変更をしたから外構というか、舗装工事ができないというのは、論理的に変というふうに私は思うんですよ。

例えば、設計変更については、事前に設計変更の申請を出して、誰かが許可を出さなければそれが実行できないという理由であればそれなりのことが考えられるけれども、その辺はいかがですか。

○委員長（長谷部 集君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） 先ほど、ざざっと説明させていただきまして、申しわけなかったですけれども、設計管理を委託している業者が把握していましたけれども、我々に報告を失念してしまったということで、今回のような事態になってしまいました。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 先ほどの双葉東小学校の事案なんだけれども、結構日がたっていますよね。

今まで、今回の敷中のぼやの火は、その当日に、今、報告というかそういう内容をあつたんですけれども、その辺について、初めてその話を聞いて、ちょっとそんなことがあつたの

かという感じがするんだけど、ここまで事案の報告が、中身はともあれ、こういうことがありましたというこの報告がおくれた理由というのは何かありますか。

○委員長（長谷部 集君） 内藤課長。

○学校教育課長（内藤和彦君） それでは、事故の経過も含めまして、学校教育課のほうからご説明いたします。

事故の発生が7月22日でしたけれども、校長から市の教育委員会のほうには、翌日、事故があったということで、今通院中というふうなこと、今総務課長から報告を申し上げたような内容が、口頭でございました。その後、学校のほうでも担任による家庭訪問、また、保護者も学校に来て、校長あるいは担任と一緒に、今後の学校での生活の注意点と医者からの指示等もあわせて協議をずっと続けておりました。その際に、症状は徐々に安定をしてくているということで、2学期の後半、安定をしてくいたということで、保護者の方も、それでは子供の状況も安定したので、再発防止とかそういったことについて、市とも話をしてみたいというふうな要望が学校のほうにありまして、12月に話し合いを始めたというふうな状況でございます。

けがの状況が、今のところ学校生活に大きな影響は、今のところは与えていなく、眼鏡をかけてボール等が当たったときの衝撃を和らげるような注意ということで、先ほど申し上げたように、激しい運動のときに家庭でも非常に注意をしているというような状況で、学校生活では休み時間等の制限等はなく生活をしております。

そんな状況がございましたので、通常、学校でもけが等が発生をしておりますので、同じようなけがというふうな認識でご報告がおくれたことは申しわけなかったと思っておりますけれども、話し合いの経緯は12月から始まったというふうな状況でございます。

○委員長（長谷部 集君） 12時を過ぎておりますけれども、このまま続けます。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 経過はわかりました。

そういう点についても、例えばそういう父兄とか学校に係る問題に関して、我々が聞いたときに、そんなことは知らないじゃ、やっぱりうまくないし、そういう事故がありましたって、その事案について、中身は経過があるから、いろいろ詳細については難しい部分もあると思っておりますけれども、そういったことの報告とか、そういうところは、やっぱり早目にしていただきたいなというふうに思っておりますけれども。

○委員長（長谷部 集君） 生山部長。

○教育部長（生山 勝君） 今回の件につきましては、ご指摘のとおり、非常に日数がたったということで、大変申しわけございませんでした。

今後、このようなことがないように努めてまいります。

ぜひ、ご理解をよろしくお願いします。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 最後の玉幡のプールでの事故なんですけれども、もしも、これが例えば、今回の場合は回復してよかったんですけれども、そうじゃない、例えばお亡くなりになったとかという場合には、責任というのは指定管理にいくんですか、それとも市ですか。

○委員長（長谷部 集君） 梅原課長。

○スポーツ振興課長（梅原 剛君） 今回につきましては、ご本人様が回復に向かっているということで、本当によかったと考えております。

最悪の場合ということでございますけれども、当然、指定管理者に管理運営をお願いしているところもありますし、また、施設の中で瑕疵とか何かあった場合には、市のほうという責任がありますので、内容の中で協議等はしていくことになるかと思えます。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 生山部長。

○教育部長（生山 勝君） ちょっと補足させていただきます。

やはり、過去の事例で指定管理者が請け負っているところが、ちょっと、プールで死亡事故が起こったというところがありました。

そのときに、賠償責任ということで、指定管理者と市を両方訴えたという経緯がございます。

内容等々につきましては、そんな形になろうかと思えます。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 指定管理になる前に、やっぱり、あそこのプールの管理体制とか監視というので、ある議員が、ちょっと資格とか、それから、本当にちゃんときちっと見ているかどうか、もう一回見直したほうがいいというのを言ったことがあったの思い出したんですね。やっぱり、せっかく指定管理に出している以上は、その点だけはしっかりと、やっぱり見ていただかないといけないので、市からも、もっと強くお願いしたいということは言

ったほうが良いと思います。

高齢者の方もかなりふえてきていますので、特に、時間もあるし、昼から夜から、いつも頑張ってるという気になっている人も多いので、その辺は、子供とまた違ってくるので、もっと気を付けて慎重に、今回のことが、絶対事故が起こらないようにという、そういう気持ちで取り組んでいただければと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

要望ですけれども。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ委員の質疑を終了し、続いて傍聴議員の質疑を許します。
質疑ございませんか。

横山議員。

○議員（横山洋介君） 中部セミナーの件なんですけれども、工期延長する、契約内容、僕もちょっとわからないんであれなんです、あるかどうかわからないんですけれども、工期が業者側にあった場合、工期延長する場合は、賠償か何かあったと思うんですけれども、そういったものはあるんですか。

○委員長（長谷部 集君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） 罰則についてということでしょうか。

設計管理の委託をしている業者に関して罰則がやむを得ないと思われませんが、今現在、総務課の契約係と協議中でございます。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で教育部からの状況を終わります。

次に、市民活動支援課より報告がありますので、説明をお願いいたします。

白神課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） 市民活動支援課から、追加の補正予算のお願いでございます。

1月中旬、かまなしの湯の井戸ポンプが起動しなくなる事象が発生したため、予備費を利用し、2月21日から交換工事を実施しているところであります。本来であれば補正予算をお願いして対応すべき事案でありましたが、温泉の営業継続の問題、また、温泉井戸ポンプ

は温泉の泉質に対応した受注生産方式ということがあり、3週間程度の納期を要すること等の理由により、予備費での緊急対応をさせていただきました。

現在の状況であります、深度80メートルに設置してある井戸ポンプを30メートルほど引き上げたところで、用水管の許容引っ張り強度での作業が停滞してしまいました。本日までの間、請負業者の経験に基づいた判断によりまして許容強度の5割増しまでの力をかけて引き上げるため、クレーン車を2度ほど入れかえて作業を行ってまいりました。しかし、これ以上の力で作業を継続しますと用水管が破断するおそれがあり、もしそうなってしまうと、その後の工程を考えた上で、工法をクレーン車から掘削装置を使用した工法にかえるような変更が必要であるという結論に達したところであります。

また、温泉の営業におきましては、温泉のポンプから上水道からの供給に切りかえまして、ボイラーによる加温で継続営業をしておるところでございます。

以上のことから、平成29年度予算に、新たに補正予算及びその繰越設定をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

ただいまの案件につきましては、最終日に追加の補正の議案がございますので、質疑は省略とさせていただきます。

以上で、市民活動支援課の報告を終わります。

次に、委員より、その他何かありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

事務局、何か。

○書記（輿石文明君） ありません。

○委員長（長谷部 集君） なければその他を終了といたします。

以上をもちまして、総務教育常任委員会を閉会といたします。

最後の常任委員会となりました。これまでのご協力、ありがとうございました。

閉会 午後 零時08分